

(第1号通所事業所： 県の実地指導と同じ日に実施する場合)

## 事前提出資料

- 下記の事前提出資料を作成いただき、印刷又はコピーしたものを1部提出してください。
- 提出いただいた資料の写しは、事業所の方でも保管をお願いします。  
実地指導当日は、提出いただいた資料に基づいて運営状況を確認しますので、必ずその写しをお手元にご用意願います。

○が付いた事前提出資料の様式は、志木市のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

トップページ > 福祉・健康 > 高齢者福祉 > 介護保険事業者の皆さまへ  
> 介護保険サービス事業者等に対する実地指導・自主点検シートについて

様式をホームページに掲載	チェック欄	事前提出資料の種類	
○		1 自主点検シート「(通所介護併設) 第1号通所事業」 ・「点検結果」の欄の該当する項目にチェック又は記入・入力いただき、できるだけ両面印刷で提出してください。	
		2 運営規程(第1号通所事業分) ・通所介護と第1号通所事業を兼ねている場合は、当該運営規程 ・改正している場合は、直近で改正したもの	
		3 重要事項説明書、個人情報使用同意書(第1号通所事業用) ・現在、使用している最新の様式 ・利用者が署名したのではなく、様式を提出してください。	
		4 従業者名簿	※県に提出したものと同一のもの
		5 従業者の勤務実績表	
		6 利用者数	
		7 利用者名簿(実地指導の通知を受け取った日以降で、最新のもの) ・新たに作成する場合は、利用者氏名、住所地(市町村)、要支援度等を記載してください。	
		8 事業所の平面図	※県に提出したものと同一のもの
		9 パンフレット	

## 当日準備資料

- 実地指導当日に準備いただく資料は、県から通知された「別紙 当日準備資料」とほぼ同じです。
- なお、サービス提供に係る関係書類は、第1号通所事業の利用者分をご用意ください。  
(重要事項説明書、利用契約書、個人情報使用同意書、個別サービス計画、利用者ごとのサービス提供の記録、利用料等の請求書・領収書(控)、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(控)等)